

資料1

○篤志寄附基金条例の一部を改正する条例 篤志寄附基金条例(昭和51年4月生駒市条例第5号)新旧対照表

現行		改正案		
(基金の種類及び金額) 第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。		(基金の種類及び金額) 第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。		
基金名	種類 目的	基金の額(円)	寄附者	寄附の年
進学奨励基金	生駒市立中学校生徒の高等学校進学奨励資金に充てるため	2,000,000	浦野清五郎氏	昭和51年
図書館整備基金	図書館の図書及び設備の整備資金に充てるため	10,000,000	香川初野氏	昭和52年
		140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
		50,000,000	故 木田ツヤ子氏相続人	平成31年
略		略		